バンガロール日本商工会 2014年度 第3回税務労務委員会資料

2014年10月8日 弁護士 桑形 直邦

ご留意いただきたい事項:本資料は、インドの新会社法、紛争処理に関する法制度、贈収賄規制に関する知識の整理を目的として作成されたものであり、特定の法的見解を示し、又は法的助言を構成し、若しくはそれらを目的とするものではありません。実際の実務におかれましては、貴社のローカルカウンセル又はカンパニー・セクレタリー(会社秘書役)にご確認をお願いいたします。

NISHIMURA & ASAHI



新会社法…

日系企業に与える影響や実務対応事例について



インド新会社法の成立/施行

新会社法は大部分が2014年4月1日に施行されました。もっとも、会社法審判所(1)が組織されていないため、会社法審判所の管轄となる組織再編、株主救済、再生・清算に関する一部規定の施行時期は未定となっております。

名称

The Companies Act, 2013(「新会社法」)

新会社法の目的

- 企業を取り巻く環境の変化に迅速に対応するルール整備の体制の確立(Rule(「施行規則」)への委任)
- コーポレート・ガバナンスの強化
- 規制の合理化

現在までの状況

- 2012年12月・2013年8月に国会の下院・上院で承認、同月29日大統領署名、翌30日公布
- 9月12日、全470条のうち定義、罰則を中心に98条のみ施行
- 旧会社法(Companies Act, 1956:「旧法」)の相当する規定は失効
- 2014年2月27日付けの通知によりCSR関連の条項が2014年4月1日より施行
- 2014年3月26日付けの通知により、会社設立、株式、ガバナンス、機関運営に関する条項等大部分が2014年4月1日より施行。関連する施行規則や解釈を明確化する通知も順次公表
- 会社法審判所は未設立であるため、組織再編、クラスアクション、シック・カンパニーの再生、会社の清算等の一部条項は施行時期未定



新会社法におけるガバナンス体制:

概念図

新会社法では、一定規模の会社において、所定の機関・役職の設置が義務づけられます。CEOやCFO、Key Managerial Personnel等は、新会社法で新たに導入された概念です。

株主総会 取締役会 監查人 (会計監査) マネージング・ディレクター(1) • (CEO⁽²⁾ 常勤取締役 マネジャー(2) その他取締役 CFO 新会社法で導入された 委員会 会社秘書役 類型の取締役 内部監查人 監査委員会 (業務監査) 居住取締役 指名·報酬委員会 日本の取締役会設置会社との主な差異 女性取締役 CSR委員会 • 株主は原則2名以上必要 独立取締役 利害関係者委員 株主総会における特別決議は75%以上の賛成が必要 会 等 日本の代表取締役と異なり、マネージング・ディレク ターは選任が必須ではなく、権限の範囲も同一ではな 1.1

注 _____ は、Key Managerial Personnel (主要経営責任者)を示す(10頁ご参照)

- 1. マネージング・ディレクターに代えて、取締役でないマネジャーを選任することも可能
- 2. CEOやマネジャーは取締役との兼任が可能



新会社法におけるガバナンス体制: 新しい類型の取締役

新会社法においては、居住取締役、女性取締役、独立取締役という新しい類型の取締役が導入され、設置 義務が課される場合には、取締役の人選が実務上の問題になります。

| 新会社法下で導入された新しい類型の取締役 | | |
|--------------------------|---|--|
| 居住取締役 (149(3)) | 公開会社/非公開会社及び規模を問わず、すべての会社 居住取締役を最低1名選任する必要 前暦年に合計182日以上インドに滞在(国籍要件はなし) 経過措置はなし(2014年4月1日から施行。但し次頁ご参照) | |
| 女性取締役 (149(1)) | 上場会社及び一定の要件を満たす公開会社 最低1名の女性取締役を選任する必要 要件を満たす公開会社とは、以下のいずれかを満たす会社をいう ✓ ①資本金10億ルピー以上、又は②売上高30億ルピー以上 経過措置:新会社法施行時点で存立している会社は施行後1年以内 | |
| 独立取締役 (149(4)) | 上場会社及び要件を満たす公開会社 上場会社の場合取締役全体の1/3以上、要件を満たす公開会社の場合2名以上 任期5年(連続二期まで(1))。従うべき行動規範の定めあり(別紙IV) 経過措置:新会社法施行時点で存立している会社は施行後1年以内 設置義務につき6頁以降ご参照 | |



新会社法におけるガバナンス体制: 居住取締役

居住取締役についてはすべての会社に設置義務があり、施行前後で実務上の混乱が見られましたが、通達により一定の明確化が図られました。

居住取締役に関するアップデート

- 当該規定の施行日は2014年4月1日であるから、同日から居住者要件を起算する。最初の「前暦年」は、同年4月1日から 12月31日をさす。同暦年において居住者とされるには、136日を超える日数の滞在が必要
- 2014年4月1日から同年9月30日までの間に新規設立される会社に関しては、設立時点で居住者である取締役を選任するか、会社の設立日から起算して6ヶ月以内に、かかる居住要件を満たす取締役を選任することが必要
- 10月1日以降に新規設立される会社に関しては、会社設立時点において居住者要件を満たす取締役の選任が必要

残された論点

- 既存の会社は、結局いつの時点で居住取締役設置義務があるのか
- 類似概念である「Managing Directorの居住要件」(8頁ご参照)には指針があるのか
- 本当にどんなに小さい非公開会社でも居住取締役が必要なのか、例えば非公開会社に適用除外はないのか。



新会社法におけるガバナンス体制: 独立取締役

独立取締役は、一定の会社の取締役会だけでなく、一定の会社が設置すべきとされる各種委員会の必須構成員にもなっています。如何に然るべき人材を見つけるかが実務上の重大な課題となります。

| 独立取締役制度の概要 | | |
|--------------------|---------------|--|
| 独立取締役 | 取締役会 (149(5)) | 上場会社:取締役全体の3分の1以上 以下の要件を満たす公開会社:2名以上 資本金1億ルピー以上 売上高10億ルピー以上 ↓ 負債総額5億ルピー超 |
| 設置義務のある機関、会社の会類、人数 | 各種委員会 | CSR委員会(135(1)):1名以上 (非公開会社及び非上場公開会社に選任義務なし) 純資産 (net worth) 50億ルピー以上 売上高100億ルピー以上 又は 純利益5,000万ルピー以上 監査委員会(177(1)(2)):2名以上 及び指名・報酬委員会(178(1)):2名以上 上場会社 以下の要件を満たす公開会社: 資本金1億ルピー以上 売上高10億ルピー以上 負債総額5億ルピー超 |



新会社法におけるガバナンス体制: 独立取締役(続き)

独立取締役の資格要件は、非常に細かく定められています。

独立取締役制度の概要(続き)

- マネージング・ディレクター、常勤取締役、nominee director以外であり、かつ
 - a.高潔、専門的知識と経験を持つ
 - b.現在、過去、会社グループ(会社、親会社、子会社、関係会社(1))のプロモーター(2)でなく、またプロモーター又は取締役の親族(3)でない
 - c.直近2会計年度+本年度において、会社グループ・プロモーター・取締役との間で、
 - ✓ 自らが金銭関係がない、かつ
 - ✓ その親族が一定額(総売上高若しくは総所得の2%又は500万ルピーの低い方)以上の金銭 関係がない
 - d.自ら・親族が以下に当たらない
 - (a)任命直前3会計年度における会社グループの
 - ✓ Key Managerial Personnel·従業員
 - ✓ 監査法人又はその売上の10%以上を占める法律事務所・コンサルティングファーム の従業員・経営者・パートナー
 - (b)合計で会社の議決権の2%以上を保有
 - (c)会社と関係がある一定の非営利団体の役員
 - e.金融、法律、経営、販売、総務、研究、会社のガバナンス、技術運営、その他会社の事業に関する分野の一つ又は複数についてスキル、経験、知識を有する
- インド国籍者やインド居住者である必要はない

資格要件

(149(6))

3. ①Hindu Undivided Family、②配偶者、③その他施行規則で定める者(2(77))

Nishimura & Asahi

^{1.} **20%以上の株式の保有等、重要な影響を及ぼすことのできる会社(2(6))**

^{2.} ①目論見書若しくは年次報告書で指名されている者、②直接的若しくは間接的に会社の運営を支配している者、又は③ その者の助言、指示若しくは指図に従い取締役会が活動している場合における当該者をいう(2(69))。



新会社法におけるガバナンス体制:マネージング・ディレクター/CEO等

日々の業務を行うマネージング・ディレクター (MD) やCEO、法令遵守の責任を負う会社秘書役 (Company Secretary) 等に対する規制が拡大されています。

| | MD·CEO ² | 等 | |
|--|--|--|--|
| MD・マネジャー・ 常勤取締役 | • 旧法同様の居住要件(<mark>選任日の直前連続</mark> 12ヶ月以上のインド滞在)が すべての会社 (非公開会社を含む)に適用される(196(4)、別紙V) | | |
| CEO•CFO | | す温床となる役職として批判が多かった elという概念に含め <mark>法的義務と責任を明文化</mark> | |
| Key Managerial Personnel (主要経営責任者) (2(51)) | (i) CEO、マネージング・ディレクター、 又はマネジャー (ii) 会社秘書役 (iii) 常勤取締役 (iv) CFO (v) その他施行規則で別に定める者(1) | 上場会社又は払込資本1億ルピー以上の公開会社に設置義務(203(1)) Officer who is in defaultに含まれる(2(60)) 関係会社取引の規制を受ける関連当事者に含まれる(2(76)) 総会における利益相反取引開示対象となる(102(1)(a)(ii)) 独立取締役になれなくなる(149(6)(e)(i)) インサイダー取引等の規制対象となる(195) | |



新会社法におけるガバナンス体制: 常勤会社秘書役

非公開会社における常勤秘書役の設置義務について、施行後に通達による修正がなされました。

常勤会社秘書役に関する従前の状況

- 旧法では払込資本金が5000万ルピー以上の会社における常勤の会社秘書役があった。
- 施行直後の新法及びその施行規則では、払込資本金が1億ルピー以上の場合に常勤の主要経営責任者(会社秘書役を含む)の設置義務を規定するだけであり、払込資本金が5000万ルピー以上1億ルピー未満の会社の常勤会社秘書役の設置義務が明確ではなかった(設置義務がなくなったとの解釈もあった)

常勤会社秘書役に関するアップデート

経営責任者の選任及び報酬施行規則(The Companies (Appointment and Remuneration of Managerial Personnel) Rules,
 2014)に第8A条が挿入されることで、払込資本金が5000万ルピー以上の会社は常勤の会社秘書役を選任する義務が課されることになった。

残された論点

- 「常勤」の意義(パートターム採用は可能か)
- 非公開会社におけるグループ内ないし親子会社間の常勤会社秘書役の兼任の可否



新会社法におけるガバナンス体制: 監査人、内部監査人

監査人の独立性・利益相反防止が強化されるとともに、内部監査の制度が導入されました。

| 血量人の独立性。利益伯及例正が「民間でものできている。」。 | | | | |
|--|----------------|---|--|--|
| 監査人に関する主な改正事項 | | | | |
| 監査人のローテ- | ーション義務(139(2)) | 利益相反の防止(144) | 監査人の解任(140(1)) | |
| 適用対象⁽¹⁾: ↓ 上場会社 √ 払込資本金1億ルピー以上の非上場公開会社 √ 払込資本金2億ルピー以上の非公開会社 ✓ その他金融機関、銀行等からの外部借入5億ルピー以上のすべての会社 任期⁽²⁾: 自然人5年(1期)、法人10年(2期)(任期満了から5年経過しないと再任不可) | | 監査人の職務内容の限定 ✓ 監査業務のほか、取締役会又は監査委員会で承認された業務のみ ✓ 記帳サービスや内部監査は明示的に禁止 | 取締役会の決議後30 日以内に中央政府に 承認申請 中央政府の承認 中央政府による承認 後、60日以内に株主総 会を開催し、特別決議 により解任(140(1)) | |
| | 内部監査人の選任義務 | | | |
| 内部監査人の 選任義務(138) 上場会社 以下の要件を満たす公開会社 又は (i) 払込資本金5億ルピー以上、(ii) 売上高20億ルピー以上、(iii) 負債総額10億ルピー以上、又は(iv)未払い預り金2億5,000万ルピー以上 以下の要件を満たす非公開会社 | | | | |
| 内部監査人の 資格要件・権限 | | 士、コスト会計士又はその他の専門 する監査。監査の範囲、期間、方法(| - T | |

- 1. 一人会社(one person companies)及び小会社(small companies)は適用除外
- 2. 新会社法施行時点で存立している会社は施行後3年以内(139(2)第三但書)



取締役の義務と責任: 義務の拡大・明確化

新会社法上の取締役に対する重要な行為規制として、関連当事者取引及び利益相反取引があります。 新会社法では「関連当事者」が定義付けられるなど、いずれも規制範囲の一定の明確化が図られています。

| | | 取締役の義務 |
|--------|--------------------------|---|
| | 善管注意義務 (166(3)) | • 善管注意義務等の明文化 |
| 取締役の義務 | 関連当事者 取引の制限 (188) | 関連当事者の範囲の定義の新設(規制範囲の明確化)(2(76)) 関連当事者間において特定類型の取引を行う場合、取締役会による事前承認が必要 一定の関連当事者取引について、株主総会特別決議による承認が必要。ただし、通常の業務の過程かつ独立当事者間取引の要件を満たす場合や小規模取引の場合、株主総会特別決議の承認は必要ない(15頁ご参照) |
| | 利益相反取引 の情報開示 (102) | 議題に取締役、Key Managerial Personnel、その親族等が利害関係を持つ場合、これを総会招集通知に添付する参考書類に記載する義務(102(1)) 非開示又は不十分な開示の結果、享受した利益を保有する取締役等の義務と補償を求める会社の権利(102(4)) |



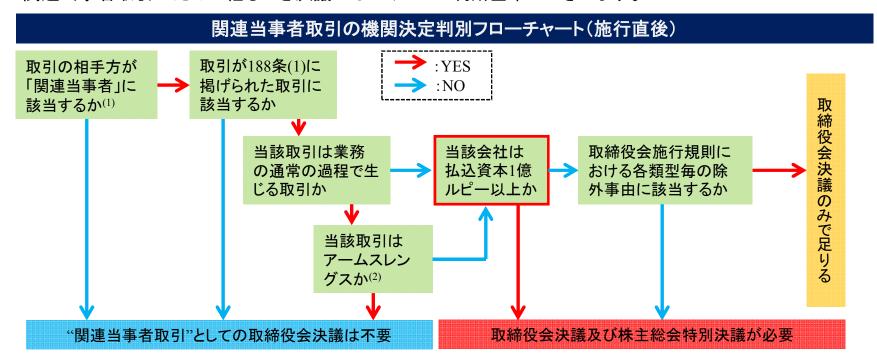
取締役の義務と責任: 関連当事者取引

関連当事者取引の範囲 関連当事者の範囲(2(76)) 関連当事者取引の類型(188(1)) ①取締役又はその親族 ②主要経営責任者又はその親族 ③取締役、マネジャー又はその親族がパートナーである団体 (i) 商品等の販売、購入又は供給 ④取締役又はマネジャーが株主又は取締役である非公開会社 (ii) 資産の譲渡その他の処分又は ⑤取締役若しくはマネジャーが取締役であり、かつ当該取締役若しくはマ 譲受け ネジャーがその親族と合わせて払込資本の2%超の株式を保有する公開 関連 (iii) 資産の賃貸 当事者 会社(诵達による修正) (iv) サービスの利用又は提供 ⑥その取締役会、マネージング・ディレクター又はマネジャーが取締役又 取引 (v) 商品等の販売等に関する代理 はマネジャーの助言、指示若しくは指図に従い活動している法人 人の選任 ⑦その者の助言、指示若しくは指図に従い取締役又はマネジャーが活動 (vi) 会社、子会社又は関連会社に している場合における当該者 おける役職等への選任 ⑧親会社、子会社若しくは関連会社、又は親会社の別の子会社 (vii) 会社の有価証券等の引受け ⑨その他施行規則等で別に定める者 親会社、子会社又は関連会社の取締役又は主要経営責任者又 はその親族 関連当事者の具体的検討 親会社 (7) or (8) 公開会社 A社取締役 取締役兼任、かつ2%以上保有する株主 Α社 取締役兼任又は株主 非公開会社 0 親会社/ • 子会社/関連会社



取締役の義務と責任: 関連当事者取引(続き)

関連当事者取引のために経るべき決議にはいくつかの判断基準がございます。



関連当事者取引の決議の際の手続上の留意点

- 取締役が当該関連当事者取引に利害関係を持つ場合は、取締役会の審議に参加することができない
- 取締役会決議において、相手方となる関連当事者の名称、関係性、契約期間、取引価格を含めた重要な契約条件等を 開示
- 関連当事者取引は、当該取引の正当事由とともに株主に対する取締役会報告(Board's Report)に記載
- 株主総会招集通知においては、関連当事者の名称等に加えて(もしいれば)関与する取締役又は主要経営責任者を記載
- 株主総会において当該関連当事者が株主である場合、当該株主は議決権を行使することができない。

NISHIMURA & ASAHI

2. 会計事務所からの報告書の取得は一つの方策

^{1.} 監査委員会が設置されている会社の場合、関連当事者との取引については188条(1)に掲げられた取引類型にかかわらず、監査委員会の承認を取る必要がある(177(4)(iv))。



取締役の義務と責任: 関連当事者取引(続き)

払込資本金1億ルピーの基準が廃止され、適用除外事由に金額基準が加わりました。

関連当事者取引に関するアップデート

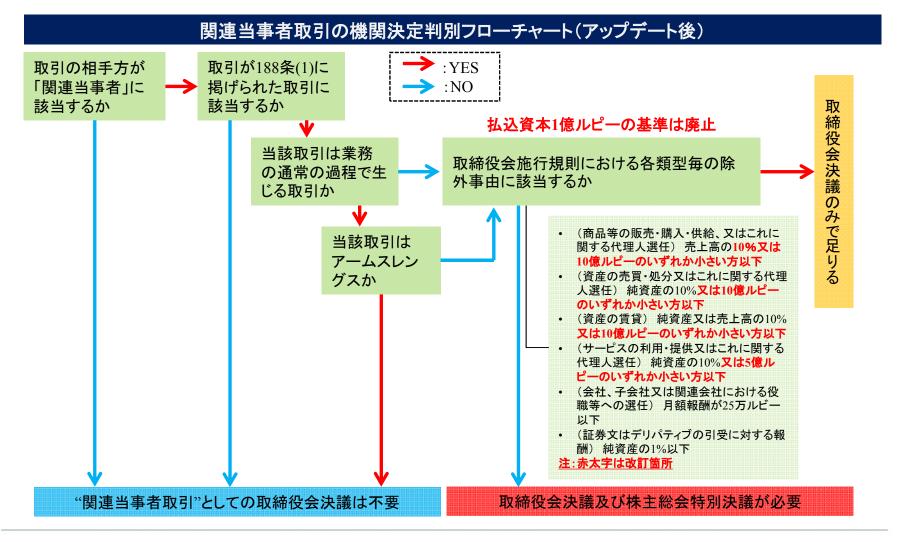
- 払込資本金が1億ルピー以上の会社がすべての取引に株主総会特別決議を必要とする、という制約が廃止され(=規制 緩和)、取引類型ごとの数値基準のみを判断すればよいこととなった
- 取引単体だけでなく、事業年度全体でも数値基準を判断することになったため、規制回避を目的として、ある取引を複数 回の小口取引に分けることはできなくなった

残された論点

- 税務上の独立当事者間価格との対比で、会社法上の独立当事者間価格をどのように考えるか
- 海外の親会社(例えば日本の親会社)との取引も適用対象になるのか
- 新規設立の会社における関連当事者取引規制の適用除外の有無は、新たに追加された数値基準で判断すべきか



取締役の義務と責任: 関連当事者取引(続き)





取締役の義務と責任: 責任主体の拡大・厳格化

取締役の義務違反については、当該取締役だけでなく、一定の役職員又は当該違反に作為、不作為により関与した役職員も刑事罰の適用の対象になり得ます。

| 取締役による義務違反に伴うサンクション | | | |
|---------------------|----|-----------------------------------|--|
| | 民事 | 違反行為につい | 注意義務等の違反に直接対応する民事損害賠償の規定はないものの、当該 へてはOppression/クラス・アクションの対象になりうる O責任軽減(149(12)) |
| サンクション | | 罰則強化 | • 例:詐欺·虚偽記載は懲役6月以上(447) |
| サンクション | 刑事 | Officer who is in default (2(60)) | 会社の法令違反行為により、個人が刑事責任を負う 対象範囲の拡大 ✓ Key Managerial Personnel(10頁ご参照) ✓ 計算書類等を管理する取締役会等直下の担当 ✓ 慣例的に取締役会に助言する人(専門家除く) ✓ 法令違反に異議を述べなかった非常勤取締役等 ✓ 株主名簿管理人、Merchant Banker |



取締役会決議: 決議事項

取締役会決議を要する事項は定められ、これらについての書面決議をすることはできません。

取締役会の法定決議事項(179(3))(1)

- 1. 株式の払込みを行わない株主に対する払込請求
- 2. 自己株式取得
- 3. インド国内外における証券の発行(債務証書を含む)
- 4. 借入
- 5. 会社資金の投資
- 6. 融資、保証又は担保提供
- 7. 財務諸表及び取締役会報告(Board Report)の承認
- 8. 事業多様化
- 9. 合併又は組織再編
- 10. 他社の買収、又は他社に対する支配権若しくは重要な利害関係の取得
- 11. その他施行規則で定める事項
 - i. 政治献金
 - ii. 主要経営責任者の選任及び解任
 - iii. 主要経営責任者の直下にある者の選任及び解任に関する報告の受理/記録
 - iv. 内部監査人及びセクレタリアル・オーディター(204)の選任
 - v. 取締役の利害関係及び株式保有に関する報告の受理/記録
 - vi. 投資先の資本金及び準備金の5%以上の投資(トレード・インベストメントは除く)の売買
 - vii. 公的預金の勧誘、引き受け及び関連する事項
 - viii. 公的預金の条件の見直し及び変更
 - ix. 四半期報告書、半期報告書、有価証券報告書の承認



取締役会決議: 手続

テレビ会議による開催や書面決議も可能ですが、取り扱える決議事項や細かい要件については注意が必要 です。

| 開催・決議手続 | | |
|--------------|---|--|
| 招集(173(3)) | ・ 開催日の7日前までに招集。郵送、ファクシミリ、電子メールも可 | |
| 定足数(174(1)) | ・ 全取締役の3分の1又は2名のいずれか多い方。テレビ会議システムのよる参加も可 | |
| 決議要件 | ・ 過半数(明文規定はない) | |
| 開催頻度(173(1)) | 年に4回(間隔は最大120日)。会社設立後最初の取締役会は、設立後30日以内に1回開催 取締役会の承認の有無にかかわらず、1年間取締役会を欠席した場合、取締役の資格喪失事由となる(167(1)(b)) | |
| テレビ会議システム | 会議の録画・保存が必要 年間最低1回は会議に物理的に出席する義務 電話会議は不可 以下の事項については、テレビ会議システムを通じた取締役会において決議することができない(取締役会規則第4条) ①毎年の財務諸表の承認、②取締役会報告書の承認、③目論見書の承認 ④監査員会の会議の実施、⑤組織再編の実施の承認 | |
| 書面決議(175) | 電子メールにより決議書案・参考資料を送付することが可能(1) 新株の発行、借入、主要経営責任者の選解任等、取締役会の法定決議事項は決議できない 取締役全体の3分の1の反対で物理的に開催する義務 旧法の国外滞在者がカウントされない規定は削除 | |

^{1.} 具体的な決議方法は法令上明記されていないものの、当該電子メールを印刷したものに取締役が日付とともに署名をし、 **NISHIMURA** 次回の取締役会で当該決議を確認し、署名済みの決議書を保管するというプロセスが一例として考えられる。



株主総会: 権限と手続

株主総会の特別決議事項が拡大され、増資や事業譲渡等に対する株主による監督の範囲が広がりました。

株主総会の権限の範囲

取締役会決議に 総会特別決議の 同意を要する事項 の具体例

- (非公開会社も含めた)すべての会社に適用
- 第三者割当増資(62)、自己株取得(68)、一定額以上の借入(180)、事業譲渡(180)
 - ✓ 普通決議で足りるという解釈が、新会社法では株主総会の特別決議が必要と明確に規定された(規制強化)
 - ✓ 「事業譲渡」についてはその範囲が特定されることで総会の特別決議による承認を要する 範囲が明確化(すべての会社に適用)(180(1)(a))
 - ▶ 事業(undertaking):直近B/S上の資本金の20%超の資産
 - ➤ 実質的な全部(substantially whole)の譲渡:直近B/S上の事業の20%以上

利益相反取引 (102) • 11頁ご参照。取締役等が一定の利害関係を持つ取引を行う場合、その旨を参考書類に記載して 株主総会の承認を得る必要

株主総会の手続(1)

招集通知(101)

- 開催日の21日前までに全株主、監査人、全取締役に対して招集通知を送付⁽²⁾
- 株主総会の招集通知は電磁的方法(電子メール等)によることが可能

定足数 (103)⁽³⁾

- 公開会社:
 - 株主1,000名以下の場合5名以上、1,000名超5,000名以下の場合15名以上、5,000名超の場合30名以上
- ・ 非公開会社:2名以上(旧法と同様)

議決権行使 (107、109)

- 原則挙手。但し、出席株主の総議決権の10%以上を保有する株主等の請求により投票行使
- 特殊な議決権行使として、電磁的方法による議決権行使(108)、郵送投票(Postal Ballot)(110)

NISHIMURA & ASAHI

- 2. 95%以上の議決権を持つ株主の同意により短縮可能(101(1))
- 3. 定足数が足りなかった場合の救済措置として延期の定めあり(101(2))

^{1.} 年次株主総会については特則により、開催場所が登録事務所又は登録事務所が所在する市町村内に限られ、時間帯は公休日でない日の午前9時から午後6時までとされる(96(2))。臨時総会についても同様の解釈あり



企業の社会的責任(CSR)

一定の規模の会社は、Corporate Social Responsibility(CSR)(企業の社会的責任)の履行が求められます。

CSR(135)

CSR義務の 発生要件

- 公開・非公開会社問わず、以下のいずれかの場合
 - ✓ 純資産が50億ルピー以上
 - ✓ 売上高が100億ルピー以上 又は
 - ✓ 純利益が5000万ルピー以上
- ・ 直近の過去3決算年度において判定

義務内容

- CSR委員会の設置: 取締役3名以上(うち独立取締役1名以上)
 - ※ 非公開会社及び非上場公開会社に独立取締役選任義務なし
 - ※ 取締役が2名の非公開会社であれば当該2名のみでCSR委員会の設置可
- ・ 活動類型: 新会社法本体の別紙VIIは施行規則により実質修正→ 活動類型は拡大
- 活動範囲: ①インド国内で行う、②従業員or家族のみの利益となるものは不可
- 活動の表示: 会社HPがある場合はCSR活動を表示する義務
- 予算確保の義務:直近3年の平均純利益(税引前)⁽¹⁾の2%以上
- 説明義務: CSR予算を使わなかった場合、Board Reportにおける説明義務

インド企業 による近時の CSR活動の一例

- 専門技術教育を目的とした技術学校の設立(雇用創出)
- 学校に対する備品の寄贈(学校における教育の推進)
- ・ 絵画コンテストの主催(芸術振興活動を通じた教育の推進)



公開会社•非公開会社: 基礎知識

外資企業がインドに会社を非公開会社として設置する場合、旧法上、遵守すべきガバナンス上の義務の範囲に影響を及ぼす「みなし公開会社規制」という論点がありました。

インドにおける事業体の種類

• ①会社、②支店、③駐在員事務所、④プロジェクト・オフィス、⑤LLP (Limited Liability Partnership)

ポイント

- 公開会社及び非公開会社の区別のコンセプトは新会社法においても維持
- 両者の区別は以下の場面で問題
 - ✓ インド進出時において設立する現地法人の設計
 - ✓ 既存現地法人の新会社法下におけるコンプライアンス

(新会社法)公開会社及び非公開会社の要件に関する主な区別

| | 公開会社(2(71)) | 非公開会社(2(68)) |
|------------|-------------|--------------|
| 株主数 | 7名以上上限なし | 2名以上上限200名 |
| 最低資本金 | 50万ルピー | 10万ルピー |
| 株式譲渡 制限 | なし | あり(必要) |
| 公募の制限 | なし | あり(禁止) |

(論点)旧法下の例外規定としてのみなし公開会社規制

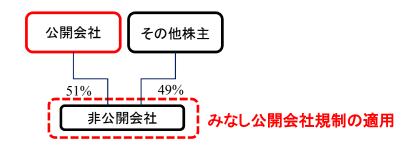
- 例外: 公開会社の子会社は、非公開会社でも、公開会社規制を遵守(「みなし公開会社規制」)
- 例外の例外: 外国法人が全株保有の場合、みなし公 開会社規制の適用なし(旧法4(7)) = 非公開会社とし て設立可
- 外資完全子会社 or 非公開会社である現地パート ナーがマジョリティのJVなら非公開会社として設立可

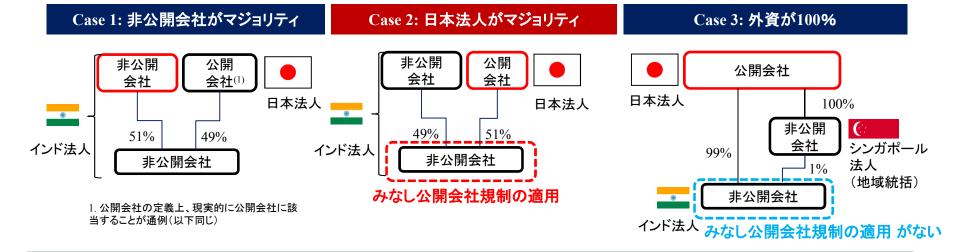


公開会社・非公開会社: 旧法下のみなし公開会社規制の適用範囲

旧法下のみなし公開会社規制の適用関係を図示すると以下のとおりです。外資がマジョリティである場合(外資が100%である場合を除く)(下記Case 2)にはみなし公開会社規制が及びました。

みなし公開会社の典型例: 公開会社がマジョリティ







公開会社・非公開会社: 新会社法下のみなし公開会社規制の適用範囲

新会社法下の外資子会社へのみなし公開会社規制の適用は条文上必ずしもクリアではありませんでした。

新会社法における みなし公開会社の 定義(2(71))

a company which is a subsidiary of a company, not being a private company (非公開会社ではない会社の子会社である会社)

みなし公開会社に関 する二つの見解

- 該当すると考える見解(肯定説): Subsidiaryとはbody corporate(外国法人を含む(2(11)))の子会社 (2(87))であるため、みなし公開会社に該当する
- 該当しないと考える見解(否定説):a companyとはインド法人のみを意味する(2(20))ため、100% 外資のインド法人はみなし公開会社に該当しない

旧法と比較したみなし公開会社の適用状況



1. インドの公開会社がマジョリティではないことが前提



公開会社・非公開会社: 新会社法下のみなし公開会社規制の適用範囲(続き)

通達によって外資企業にみなし公開会社規制の適用がないことが明示されました。

みなし公開会社に関するアップデート

- 新法下では、外資企業にみなし公開会社規制の適用がないことが明示された
- 以下を含むいくつかの規制について、一定条件の場合、非公開会社への適用を制限する(=非公開会社への規制を緩和する)通知に関するパブコメが公表されている
 - ✓ 株主総会開催に関する手続
 - ✓ 取締役会決議のみでは承認できず株主総会特別決議を要する事項
 - ✓ 関連当事者取引規制
 - ✓ MDの資格要件 等

残された論点

- 既存の会社が非公開会社へ組織変更することはできるか
 - ✓ 新会社法上は可能。
 - ▶ 株主数が200名以下であることが必要
 - > 定款変更に関する取締役会決議、株主総会特別決議及び各種登録手続
 - ▶ 裁判所の承認(未施行←承認を行う会社法審判所が未設立)



インドにおける紛争処理



インドの紛争解決方法: 裁判 v. 仲裁

インドビジネスを行う上で想定される法的な紛争解決方法としては大きく分けて、裁判と仲裁が挙げられます。 裁判は依然として長期化が深刻であるとともに、近時は国内の機関仲裁の利用も増加傾向にある模様です。

インドにおける裁判所制度の特徴

- 最高裁判所を頂点とする、高等裁判所、さらにその下の下級裁判所(地方裁判所を含む)により構成される審級構造
- 準司法機関(Tribunal)による紛争解決制度
 - ✓ 労働紛争や税務紛争等の一定の専門性を有する紛争を裁定
 - ✓ 設置根拠法令に基づいて取扱分野に関する紛争について、第1審の専属管轄権

| インド仲裁の概要 | | | |
|----------|--|---|--|
| アドホック仲裁 | 常設仲裁機関を利用せず、UNCITRAL仲裁規則等に準拠しつつ、最高裁や高裁を退任した裁判官等を仲裁人とした仲裁 インドでは「一般的」 しかし、仲裁人の質と中立性の確保が困難、手続そのものについて裁判所で争うことになりかえって紛争の長期化も招く | | |
| 機関仲裁 | 国際仲裁 | シンガポール国際仲裁センター(SIAC) ✓ インド企業が利用する中でもっとも一般的な国際仲裁機関 ✓ インド企業同士の紛争におけるSIACによる仲裁判断についてインドの裁判所で仮処分ができるか | |
| | 国内仲裁 | LCIA India ✓ ロンドンに本部を置くロンドン国際仲裁裁判所(London Court of | |



インドの紛争解決方法: 裁判 v. 仲裁(続き)

インドの紛争解決方法に関する留意点

| | インド国内 | インド国外 |
|----|--|---|
| 裁判 | • 非常に時間がかかる | • 日本の裁判所その他一部の外国判決はインド国内で直ちに執行できない |
| 仲裁 | 国内常設仲裁機関の実績が少ないインドの裁判所の介入・干渉のリスクインド国内当事者同士の紛争に活用意義 | NY条約により仲裁判断がインド国内で執行可能インドの裁判所の介入・干渉のリスクが少ない(BALCO判決) |

主な論点

● BALCO判決の問題点 - 国際仲裁の場合、インド国内裁判所による保全処分申立(仲裁法9条)ができない ✓ インド国内仲裁(LCIA India等の国内仲裁機関)の利用

●最新アップデート●

- SIAC Mumbai Liaison Officeの開設(2013年5月)
- Law Commission of Indiaによる仲裁法の改正提言(2014年8月)- 国際仲裁に基づくインド裁判所による保全処分の途を



インドの紛争解決方法:裁判手続

インドにおける裁判手続は、日本と類似する部分もありますが、証拠開示に関するディスカバリーの制度など 日本と異なる制度があり、一般的に長期化する傾向にあります。

インドにおける裁判手続の一般的な流れ

訴状の提出

- いわゆる内容証明郵便の送付から始めるという日本のような実務はない
- 請求内容に応じた時効期間に注意(1963年時効法(Limitation Act, 1963))
 - ✓ 例:契約上の請求は通常3年

召喚状の送達

- 被告に対して裁判所から召喚状の送達
 - ✓ 訴状提出後30日以内

答弁書の 提出

- 召喚状送達から30日以内に被告から答弁書の提出
- 当事者双方の主張の補充、整理

証拠調べ

ディスカバリー(Discovery)、文書提出(production of documents)、文書検査(inspection)、求釈明 (issuance of Interrogatories)等の手続を利用

最終弁論

• 当事者による最終弁論

判決言渡

- 裁判所による判決の言渡
- 上訴期間は概ね30日



インドの紛争解決方法: 仲裁条項

契約における仲裁条項の定め方によって、その後の有事の対応が変わってくるので、既存の契約条項の確認、必要に応じた見直し、新規の契約時のドラフティングが重要です。

インドにおける仲裁条項の文例

アドホック仲裁

機関仲裁

• In case of any dispute, controversy or difference arising out of this Agreement, the same shall be referred to **the sole arbitrator appointed by [仲裁人の選任権者]** and the arbitration proceedings shall be conducted as per the provisions of **the Arbitration and Conciliation Act, 1996**. The arbitration proceedings will be **held in [仲裁地(都市・州)]** and language of arbitration shall be **English**. The award of the arbitrator shall be a reasoned award and shall be binding on the Parties.

SIAC

• Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration in Singapore in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre ("SIAC Rules") for the time being in force, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause. The tribunal shall consist of sole arbitrator(s). The language of the arbitration shall be English.

LCIA India • Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by **arbitration in New Delhi in accordance with London Court of International Arbitration India Arbitration Rules as existing from time to time ("LCIA India Rules")** for the time being in force, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause. The tribunal shall consist of **sole arbitrator**(s), who shall neither be a Japanese national nor an Indian national. The language of the arbitration shall be **English**.



インドの紛争における実務上の留意点

インド企業との間の紛争においては刑事手続に巻き込まれることがあり、対応にあたっては弁護士秘匿特権 の活用に留意する必要があります。

外資企業としての日系企業に対する警察権力を介した圧力

- 海外投資家に対する嫌がらせの常套手段としての被害届
 - ✓ 紛争相手のインド企業による詐欺、名誉毀損等を理由とした被害申告
 - ✓ 実態は私人間の紛争であっても、十分な裏付けを取ることなく警察が介入する可能性
 - ✓ 刑事手続における実効的な防御権は限定的で、対応にあたっては捜査官との交渉が重要なポイントとなるので、 初期段階で専門性のある現地弁護士の起用が不可欠
- さらなる展開としてのFIR(First Information Report)登録
 - ✓ 警察に対して申告した被害事実(Complaint)について、裁判所において登録される制度
 - ✓ FIRが登録された場合、実務上、強制捜査の可能性が高まる
 - ✓ 自社に対するFIRの登録がなされていないかについて、弁護士等を通じて確認し、対応方針を検討すべき

インドにおける弁護士秘匿特権

- 1872年証拠法(Evidence Act, 1872)第126条、第129条に基づく制度
- 保護の対象となる弁護士のコミュニケーションについて証拠制限
- 弁護士とのコミュニケーションにおいては"Confidential & Privilege"との文言を記載
- 外部からアドバイスするインド法弁護士とのコミュニケーションを保護
 - ✓ 企業内弁護士とのコミュニケーションに適用されるかについては定説なし



インドにおける贈収賄規制



汚職の実態

インドは、世界的にみても汚職が深刻とされる地域で、政府高官が関与した汚職も多数報道されています。 グランドレベルでの汚職も多く見られます。

事件報道

- ・ 近時のタミル・ナドゥ州首相の有罪判決
- 2G携帯電話周波数割当をめぐる事件
- 住宅不正取得疑惑
- コモン・ウェルス・ゲームにおける事件

ビジネス上直面する場面の例

- 土地取引
- ・ 各種ライセンス取得
- ビザ、外国人登録手続
- 税関、通関手続
- 当局の立ち入り検査

(ご参考)アジア地域の汚職度ランキング(1)

| 順位 | 国/地域 |
|-----|---------|
| 5 | シンガポール |
| 18 | 日本 |
| 46 | 韓国 |
| 53 | マレーシア |
| 80 | 中国 |
| 91 | スリランカ |
| 94 | インド |
| 94 | フィリピン |
| 102 | タイ |
| 114 | インドネシア |
| 116 | ベトナム |
| 127 | パキスタン |
| 136 | バングラデシュ |
| 157 | ミャンマー |



贈収賄規制

インドの贈収賄を規律する主要法令は、汚職防止法です。

主要関連法令(各法の概要は次頁以降をご参照)

- Prevention of Corruption Act, 1988 (汚職防止法)
- Foreign Contribution Regulation Act, 2010(外国献金規制法)
- その他: 公務員に適用される職務規則
 - ✓ Central Civil Service (Conduct) Rules, 1964(中央行政サービス行動規則)
 - ✓ All India Service (Conduct) Rules, 1968(全インド行政サービス行動規則)

汚職対応制度の概要

The Whistleblower Protection Act, 2011 (内部通報者保護法)

- 施行日未定
- 汚職防止法違反行為も対象
- 情報提供の負担、不正通報に対する罰則あり

The Lokpal and Lokayuktas Act, 2013 (ロクパル・ロカユクタス法)

- 2014年1月16日施行(ただしLokpalの構成員選定等未了)
- 中央レベルの独立行政監察機関としてのLokpal(汚職防止オンブズマン) の設置
- 州レベルにLokayuktasの設置を義務付け
- 広範な調査権限の付与



贈収賄規制(続き)

賄賂性の認定にあたって制度上は裁量の範囲が広く、ファシリテーション・ペイメントも免責されているわけではない点に留意が必要です。

| | 汚職防止法の概要 | | |
|----------------------|---|--|--|
| 禁止処罰 対象行為 | 公務員が、 公務を果たすにあたり、正当な報酬(legal remuneration)以外の賄賂(gratification)を受領すること 家敗したまたは違法な手段で公務員に影響を与えるため賄賂を受領すること 公務員に個人的な影響力を行使するため賄賂を受領すること その他の者が、以上の行為を教唆・幇助(abetment)すること | | |
| 罰則 (公務員そ の他個人) | 6月以上5年以下の懲役および罰金の併科 ✓ 罰金額について上限/下限の金額の定めなし 解釈上、贈賄者は幇助犯に含まれる。贈賄者を直接処罰する規定はないものの、幇助犯(abetment)も主犯と同等の刑罰で処罰 | | |
| 罰則 (企業) | ・ 法人には罰金が科される(最高裁判例) | | |
| 訴追免責 | ・ 贈賄者は、贈賄行為を申告することにより、刑事訴追免責の対象となりうる | | |
| 私企業への「賄賂」 | 規制なし | | |
| 特徴 | 賄賂性の認定にあたっての金額基準なし 当局のガイドラインなし いわゆるファシリテーション・ペイメントも賄賂として認定される可能性あり | | |



贈収賄規制(続き)

| 外国献金規制法 | | | |
|----------------------|---|--|--|
| 禁止処罰 対象行為 | 選挙の候補者、国会議員、政府職員、公共事業者の職員(Public Servant Undertaking)等列挙された者が、外国の者等(Foreign source)から、25,000ルピー相当を超える物品(article)、現金、有価証券等、海外からの献金(foreign contribution)を受領すること 上記の者が献金を受領することを補助(assist)すること | | |
| 罰則 (公務員そ の他個人) | 5年以下の懲役および罰金の併科 ✓ 罰金額について上限/下限の金額の定めなし 贈賄者を直接処罰する規定はないものの、上記の者が献金等を受領することを補助(assist)した者も主犯と同等の刑罰で処罰される | | |
| 罰則 (企業) | ・ 法人には罰金が科される(最高裁判例) | | |
| 私企業への「献金」 | ・ 規制なし | | |



贈収賄規制(続き)

| 中央行政サービス行動規則の概要 | | | |
|-------------------|---|--|--|
| 禁止行為 | 同規則が定める公務員(及びその家族)が、 インド政府と契約関係又は取引関係にある外国企業から、贈答(gift)を受領すること。ただし、casual mealや送迎(lift)等は贈答(gift)に含まれない。 ✓ 外国政府職員から、1回につき1,000ルピー相当額を超える贈答(gift)を受領すること ✓ その他の場合において、公務員のカテゴリーごとに定められる合計額1,500又は500ルピー相当額を超える贈答(gift)を受領すること | | |
| 報告義務 | ・ 近親者又は知人の結婚式・宗教儀式等において、それらの社会慣習に従って贈答(gift)を受領する場合は、1,000~7,000ルピー(公務員の4つのカテゴリー別に定められる)相当額を超える場合に、報告義務あり | | |
| 全インド行政サービス行動規則の概要 | | | |
| 禁止行為 | ・ 同規則の定める <mark>公務員(及びその家族)が、</mark> ✓ 1,000ルピー相当額を超える贈答(gift)を、政府の承認なく受領すること | | |
| 報告義務 | ・ 近親者又は知人の結婚式・宗教儀式等において、それらの社会慣習に従って贈答(gift)を受領する場合は、5,000ルピー相当額を超える場合に、報告義務あり | | |



摘発事例

インドにおける贈収賄行為により外国企業が摘発された事例は既にいくつかあり、摘発の代償は深刻なものとなります。

| • | いこなりよう。 | | | | |
|---|--------------------------------|---|--|--|--|
| | インドでの外国企業の調査・検挙事例 | | | | |
| | Tyco International (スイス企業) | • | 2000~2009年、ドイツ子会社を通じ、中国、 <mark>インド</mark> 、タイ等20か国の事業に関連して贈賄 FCPAの罰金約2,600万ドル(約30億円)の支払合意 | | |
| | Koch Industries Inc. (米国企業) | • | 2008年、 <mark>インド政府との契約獲得</mark> に関する汚職疑惑報道、FCPA違反調査 調査担当のEthics Manager他、シニアレベルの役員を解雇と報道 | | |
| | Rolls-Royce (英国企業) | • | 2007~2011年、インド政府のジェットエンジン調達に関する国営企業に対する贈賄疑惑内部通告が発端と報道 FCPA、UK Bribery Act、インドPCA違反調査中との報道 | | |

摘発の代償

- 高額の罰金
- 捜査協力義務(その役職員を含む)
- 長期間にわたる捜査対応(その間の弁護士費用を含む)
- グループ企業を含むレピュテーションリスク
- 入札参加資格剥奪
- 役職員の責任追及、株主代表訴訟等の惹起
- 個人責任



ケーススタディ(1):接待・社会儀礼と贈賄

事案

- 総務担当のインド人マネージャーAは、ディワリのシーズンには、事務所ビル付近の 巡回を担当する警察官に対して、500ルピー程度の現金と同額相当の菓子折を配 るのが習慣であるとして、現地法人社長Bに対し、同支出の承認を求めてきた。B は、どのように対応すべきか。
- 四半期に一度、Aが同社担当の税務署職員を招いて、ホテルで会食を行う場合はどうか。

ポイント

- 祭事等における贈答
- 日常的な会食と贈賄



ケーススタディ②: ファシリテーションペイメントと贈賄

事案

- 日本人駐在員Cが、外国人登録のためFRROに赴いたところ、窓口に長蛇の列が 出来ていた。窓口係員から、「提出書類のファイルの中に500ルピー挟んでおけば、 優先的に登録手続をする。そうでなければ、今日は混雑しているので終日待つこと になるかもしれない。」と言われた。Cは、どのように対応すべきか。
- FRROでの手続を代行するエージェントを雇い、窓口対応させる場合の留意点は何か。

ポイント

- ファシリテーションペイメントにつき、インド汚職防止法上の免責なし
- エージェントの起用における留意点



ケーススタディ③:贈賄行為発覚に対する対応

事案

- インドの子会社において内部監査を行ったところ、経理記録から、過去数年に渡り、 税務当局等に対し、数10万ルピー単位の現金が、複数回出金されていたことが確認された。
- 同子会社及び親会社は、この事実に対し、どのように対応すべきか。

ポイント

- 初動対応の重要性
- Attorney-Client Privilege
- 再発防止に向けた社内教育、規則制定・改訂



考慮すべき論点

贈賄防止に向けた社内体制の見直しのポイント

- 賄賂防止規程類の策定、見直し
 - ✓ インドの現状・法規制・制度に即した規定の設定
- 内部監査
 - ✓ エージェント、コンサルタントの起用ポリシー策定
 - ✓ 報告の方法
- 研修
 - ✓ 合弁パートナーサイドの理解
 - ✓ 子会社役職員、日本人駐在員、現地従業員の研修
- ・フォローアップ
 - ✓ 規程遵守状況の定期的なフォローアップ(アンケート、現地調査)
 - ✓ 新しい事件やニュースを参照した情報アップデート



連絡先•略歴





桑形 直邦 日本法弁護士(2004年登録)

Email:n_kuwagata@jurists.co.jp

電話:+81-(0)80-9042-4667 (携帯)

+91-78349-59284 (携帯)

主な業務分野

事業再生・倒産、M&A、一般企業法務、 コンプライアンス、国際取引、インドその他 アジア地域、紛争処理

学歴

| 1998年 | 東京大学法学部卒業 |
|-------|------------------------|
| 2011年 | デューク大学ロースクール卒業 (LL.M.) |

経歴

| 2004年 | 当事務所入所 |
|-------------|--------------------------------------|
| 2011年-2012年 | シュルティ・ロス・アンド・ゼイベル法律事務所出向(ニューヨー ク) |
| 2012年-2013年 | バークレイズ証券株式会社出向 |
| 2013年11月 | 当事務所復帰 |

最近の執筆

| 2010年7月 | The International Comparative Legal Guide to: Pharmaceutical Advertising 2010 (Japan Chapter) |
|---------|---|
| 2010年9月 | Pharmaceutical Trademarks 2010/2011 (Japan Chapter) |
| 2014年5月 | 撤退を見すえたインドへの戦略的進出〜新会社法で変わる倒 産制度〜 |

最近のセミナー

| 2014年1月 | 徹底解説 インド新会社法 |
|---------|-------------------------------------|
| 2014年9月 | インド新政権下における日系企業のビジネスチャンスと法務最新 事情 |